恵那市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市（恵那市水道事業を含む。以下同じ）と工事請負契約を締結している建設業者が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「通知」という。）を利用する場合において、本市が工事請負契約約款第５条第１項ただし書の規定に基づく債権譲渡の承諾をするために必要な事項を定めるものとする。

（対象業者）

第２条　この要綱の対象となる建設業者は、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下で本市の建設工事を請け負う建設業者（以下「請負者」という。）とする。

（対象工事）

第３条　債権の譲渡を承諾する対象工事は、本市が発注する全ての建設工事とする。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

（１)　継続費及び債務負担行為に係る工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）

（２）　繰越工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）

（３）　本市が役務的保証を必要とする工事

（４)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項又は第167条の10の２第２項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事

（５）　その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

（債権譲渡先）

第４条　債権譲渡先は、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条第１号に規定されたものをいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る請負者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

（譲渡債権の範囲）

第５条　譲渡対象となる債権の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）工事が完成した場合　当該工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

（２）工事請負契約を解除した場合　当該工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　契約変更により当該工事請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡額は変更後のものとする。この場合において、請負者は、遅滞なく、債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出しなければならない。

（債権譲渡の承諾申請）

第６条　債権譲渡の承諾を申請しようとする請負者は、次の書類を市長へ持参するものとする。

(１)　債権譲渡承諾依頼書（様式第１号）　１通

(２)　工事履行報告書（様式第２号）　１通

（３）　発行日から３か月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑登録証明書　各１通

(４)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請を行うときは、次の要件をすべて満たしていなければならない。

（１）　債権譲渡を行う工事の出来高が２分の１以上に達していること。

（２）　債権譲渡の目的が、第１条に規定する通知による融資を受けるためのものであること。

(３)　当該債権が第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。

(４)　当該債権が第三者に譲渡されていないこと。

（債権譲渡の承諾及び不承諾）

第７条　市長は、前条に規定する申請を受理したときは、次の事項を確認し、申請を受理した日から14日以内に債権譲渡の承諾又は不承諾を決定し、確定日付を付した債権譲渡承諾書（様式第３号）又は不承諾理由を記した債権譲渡不承諾通知書（様式第４号）を申請者に２通交付する。

(１)　申請された工事が第３条に規定された工事であること。

(２)　債権譲渡先が第４条に規定された者であること。

(３)　債権譲渡額が第５条に規定された額であること。

(４)　前条第１項に規定された書類が提出されており、かつ、記載事項等に不備がないこと。

(５)　前条第２項に掲げた要件を満たしていること。

２　前項の規定により、債権譲渡の承諾を決定したときは、債権譲渡整理簿（様式第５号）により債権譲渡の申請及び承諾の状況を整理するものとする。

（支払計画の提出）

第８条　請負者は、債権譲渡先から融資を受ける際には、当該工事に関する融資申請時までの下請負人及び資材等購入先への代金の支払い状況及び当該借入金の下請負人及び資材購入先への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先は内容を確認するものとする。

（融資の実行報告）

第９条　請負者及び債権譲渡先は、第７条第１項の承諾を受け、金銭消費貸借契約に基づき融資が実行された場合には、債権譲渡契約証書（様式第６号）又は債権譲渡契約の証となる書類の写しを添えて、速やかに連署にて市長に融資実行報告書（様式第７号）を提出するものとする。

（出来高確認）

第10条　融資審査手続き等において、当該工事の出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が出来高確認を行うものとする。

（被担保債権）

第11条　譲渡債権は、債権譲渡先の請負者に対する当該工事に係る貸付金の債権を担保するものであって、債権譲渡先が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

２　前項の規定にかかわらず、債権譲渡先の融資と併せて金融機関が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）の金融保証を受け請負者に対して融資を行う場合には、当該保証事業会社の金融保証に係る求償債権を含むものとする。

（債権譲渡額の請求）

第12条　債権譲渡先は、確定した工事請負代金債権の請求にあたっては、次の書類を市長に提出するものとする。

(１)　工事請負代金請求書（様式第８号）　１通

(２)　債権譲渡承諾書の写し　１通

(３)　発行日から３か月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑登録証明書　各１通（請求書の提出を受けた日から起算して３か月以内に発行された印鑑登録証明書が既に市長に提出されているときを除く。）

２　債権譲渡が行われた場合には、請負者及び債権譲渡先は前払金、中間前払金及び部分払金を請求することはできないものとする。

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

　この告示は、平成26年９月１日から施行する。